

引取業者登録通知書

住所 岩手県盛岡市南仙北二丁目24番5号

氏名 盛岡日産モーター株式会社
代表取締役 中谷 竜滋

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第46条第3項で準用する第44条第2項の規定により、下記のとおり引取業者として登録したことを通知します。

盛岡市長 谷 藤 裕 明



登録の年月日 令和 4年 7月 9日

登録の有効年月日 令和 9年 7月 8日

1. 登録の更新の状況

平成14年 7月 9日 新規登録
平成19年 7月 9日 更新登録
平成24年 7月 9日 更新登録
平成29年 7月 9日 更新登録
令和 4年 7月 9日 更新登録

2. 引取業を行うすべての事業所の名称及び所在地

事業所の名称	所在地
盛岡日産モーター株式会社 盛岡北店 サービス工場	岩手県盛岡市上堂四丁目1番12号
盛岡日産モーター株式会社 本社仙北店	岩手県盛岡市南仙北二丁目24番5号

以下余白

引 取 業 者 登 録 通 知 書

住 所 岩手県盛岡市南仙北二丁目 24 番 5 号

氏 名 盛岡日産モーター株式会社
代表取締役 中谷 竜滋

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第46条第3項で準用する第44条第2項の規定により、下記のとおり引取業者として登録したことを通知します。

県南広域振興局長 小島 純



登 録 の 年 月 日 令和 4 年 7 月 9 日

登録の有効年月日 令和 9 年 7 月 8 日

1. 登録の更新の状況

平成14年 7月 9日 新規登録
平成19年 7月 9日 更新登録
平成24年 7月 9日 更新登録
平成29年 7月 9日 更新登録
令和 4年 7月 9日 更新登録

2. 引取業を行うすべての事業所名及び所在地（下線は代表となる事業所）

事業所の名称	所在地
盛岡日産モーター株式会社 宮古店	宮古市宮町四丁目 2-19
盛岡日産モーター株式会社 大船渡店	大船渡市大船渡町字下船渡 11-13
盛岡日産モーター株式会社 北上店サービス工場	北上市村崎野 14 地割 465 番地
<u>盛岡日産モーター株式会社 花巻店サービス工場</u>	花巻市西宮野目 13 地割 73 の 1
盛岡日産モーター株式会社 水沢店サービス工場	奥州市水沢佐倉河字十文字 50
盛岡日産モーター株式会社 一関店	一関市山目字大槻 90
盛岡日産モーター株式会社 本店サービス工場	紫波郡矢巾町大字高田第 14 地割 6 番地 2

(以下、裏面記載)

登録番号第 20031010025 号

事業所の名称	所在地
--------	-----

以下余白